

**地方独立行政法人大阪府立病院機構**  
**大阪国際がんセンター がん登録資料利用検討委員会要綱**

(目的)

第1条 大阪国際がんセンター運営規程第11条第1項に基づき、大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）がん登録資料利用検討委員会（以下「委員会」という。）は、院内がん登録資料の利用申請に対して、センター院内がん登録資料利用規則に準拠してその適否を審議し、がん対策センター所長（以下「所長」という。）に見解を示すことを目的とする。

2 所長は、委員会の見解を参考に利用の可否を判断する。

(所管事項)

第2条 委員会は、「センター院内がん登録資料利用規則」に定められた手続きを経た申請に対し、次の基準により申請内容を審査する。

- (1) 研究の目的
- (2) 研究の公益性
- (3) がん登録資料利用の必要性
- (4) 提供による個人または第三者の権利・利益侵害の可能性

2 審査は、専用のWEB（インターネット）受付システムにより行い、委員長により対面での審査が必要と判断された場合は、委員会を開催する。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、院内がん登録委員会の委員をもって充てる。

2 委員長は、総長が指名し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 委員長が事故等により会務を掌理できないときは、委員長が予め指定した委員（副委員長）がその職務を代行する。

(WEB受付システムを利用した審査)

第4条 大阪国際がんセンター院内がん登録資料利用規則第3条によって行われた申請について、専用のWEB（インターネット）受付システム上で、審査の判定を行う。

2 全委員の回答をもって審査が成立する。

3 委員が申請者（共同研究者を含む）である場合は、その申請については審査及び判定に加わることができない。

4 審査の判定は、有効票の3分の2以上の合意により決定する。

5 判定の種類は、承認、不承認、対面審査とする。

#### （会議）

第5条 前条第5項において、対面審査となった場合は、委員長が招集の上、委員会を開催するものとする。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、審査にあたり、申請者の出席及び申請内容の説明を受けることができる。

4 委員が申請者（共同研究者を含む）である場合は、その申請については審査及び判定に加わることができない。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

6 審査の判定は、有効票の3分の2以上の合意により決定する。

7 判定の種類は、承認、不承認とする。

8 委員長は、事務局をして会議要旨を作成させ、審査の経過、判定及び出席委員の氏名を記載させなければならない。議事要旨は、事務局において保管させる。

#### （守秘義務）

第6条 委員長、副委員長および各委員は、その会議にて知り得た情報等は外部に漏洩してはならない。

#### （審査結果の通知）

第7条 委員長は、判定後すみやかにその内容を審査結果通知書により申請者に通知しなければならない。

(審査結果の報告等)

第8条 委員長は、審査結果をセンター倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）、運営会議に報告しなければならない。

(審査結果の公表)

第9条 審査の結果及び議事要旨は必要に応じて公開することができる。

(庶務)

第10条 委員会の事務局は、大阪国際がんセンターがん対策センター内に置くものとする。

(その他)

第11条 この手順書に定めるもののほか、この手順書の実施にあたって必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日より施行する。